松本会計通信

2008年2月13日(水)

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-17-1

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584

Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

所得税の確定申告 早めの準備が節税に!

今年(平成19年分)の所得税確定申告の 受付及び納期限は、2月18日(月)から3 月17日(月) 迄です。また、個人消費税の 申告期限及び納期限は、3月31日までです。

なお、納税について振替納税の手続きを された方の納期限は、所得税は4月22日、 消費税は4月24日です。

(1) 給与所得者の確定申告

給与所得者は、通常、年末調整でその年分の納税が完了するのですが、次に掲げるような人は申告する必要があります。①給与等の収入が2千万円を超える、②1箇所から給与等の支払を受け、かつ、給与所得・退職所得以外の所得が20万円を超える、③給与を2箇所以上から受け、年末調整を受けない従たる給与と給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える、④自分の会社(同族会社)から賃借料や利息収入をもらっている人などです。

また、医療費控除、災害・盗難・横領といった損失による控除(雑損控除)、寄付金 控除及び住宅借入金等特別控除等は、確定 申告をすることで所得税が軽減又は還付さ れる場合もあります。

(2) <u>個人事業者及び不動産所得のある人</u> 個人事業者や不動産収入のある人は、

請求書、領収書等の整理、帳簿等の作成、 たな卸表と決算書の作成のほか、先ほどの 医療費、雑損、寄付金関係の領収書、保険 料控除証明書、小規模企業共済掛金等控除 証明書、国保・国民年金等の支払証明書な どを早めに整理、準備することでミスなど を防ぐことができます。

(3) 主な改正事項

まずは、何と言っても①定率減税の廃止が挙げられます。また、税源移譲に伴って②所得税の税率構造が5%から40%の6段階に変更、③地震保険料控除の創設(最高5万円)、さらに、④平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産について、償却可能限度額(取得価額の95%相当額)及び残存価額が廃止され、「新たな償却の方法」により耐用年数経過時点において1円まで償却することができる、などがあります。

その他、昨年 10 月郵便法の改正により、 申告書は信書に当たるため、税務署に送付 する場合は、小包郵便や宅配便は使えず、 郵便物や信書便として送付する必要があり ます。

なにごとも「事前準備」ね!

